

株式会社確認サービス 構造計算適合性判定業務約款

(総則)

- 第1条 建築主（建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等を含む。）又はこれらの代理人（以下「甲」という。）及び株式会社確認サービス（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに法第77条の35の8に規定する委任都道府県知事が定める基準を順守し、この約款（構造計算適合性判定申請書及び構造計算適合性判定受付書を含む。以下同じ。）及び「株式会社確認サービス構造計算適合性判定業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲の乙に対する構造計算適合性判定申請書の提出後、乙が甲に構造計算適合性判定受付書（以下「受付書」という。）を発行した日をもって締結がなされたものとする。
- 3 乙は、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、受付書に定められた建築物（以下「対象建築物」という。）の計画に係る構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務を行い、甲に対し、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する場合は適合判定通知書を、適合しない場合は適合しない旨の通知書を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。
- 4 乙は、甲から判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、別に定めた構造計算適合性判定手数料表に基づき算定され、受付書に記載された額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第4項の規定により、判定の申請を受付けた日から14日目の日とする。
- 2 前項の判定を受付けた日は、業務規程第10条第1項に規定する判定申請図書等が乙に到着し、業務規程第10条第3項に規定する事項を乙が確認した日とする。
- 3 業務規程第10条第4項の規定により乙が甲に判定申請図書等の補正を求めた場合は、前項の規定は、同項中「判定申請図書等」とあるのを「補正後の判定申請図書等」と読み替えて適用する。
- 4 業務規程第17条第2項の規定により乙が甲に第1項の日までに期間を延長する旨の通知書を交付した場合は、乙の業務期日を当該通知書に記載された期間に相当する日数分延期する。（法第20条第1項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合、その他国土交通省令で定める場合に限る。）
- 5 業務規程第12条第6項の規定により、乙が甲に適合するかどうか決定することができない旨の通知書を交付した場合は、この通知書を甲に交付した日から、補正された判定申請図書等又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書が乙に到着した日までの日数を、第1項の期間及び第4項の延期された期間に含めないものとする。
- 6 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により、第1項及び第4項に定める業務期日までに前条第3項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付できない場合は、甲に対して、その理由を明示の上、必要と認められる日数分、業務期日の延期を請求することができる。
- 7 第4項及び第6項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(支払期日)

- 第3条 甲の支払い期日は、この契約が締結された日又は乙が指定する日とする。
- 2 乙は甲が前項の期日までに判定手数料を支払わないときは、甲に対し、判定手数料額に年14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延損害金として請求することができる。
- 3 第1項の規定は、甲と乙の協議により別に定める方法による場合はこの限りでない。

(甲の義務)

- 第4条 甲が乙に提出する判定申請図書等（第2条第5項による補正された判定申請図書等又は追加説明書を含む）

の記載事項は、対象建築物の建築確認を行う建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に提出する施行規則第1条の3に規定する確認申請書、意匠図、構造図及び構造計算書（以下「確認申請図書等」という。）の記載事項と整合させなければならない。

- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の判定業務遂行に必要な範囲内において、当該判定の申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 乙が判定に係る審査の実施において、当該判定の申請に係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書により、甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、甲は遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の場合において、判定申請図書等に不備がある場合又は判定申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合、甲は当該判定申請図書等の補正又は当該判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出を乙が甲に対して遅滞なく行わなければならない。
- 5 甲は、前各項の場合において、対象建築物の建築確認を行う建築主事等又は指定確認検査機関の協力を得るよう努めるものとする。

（乙の債務不履行責任）

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明した時は、この限りでない。

（甲の債務不履行責任）

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

（判定の結果に対する乙の責任）

第7条 甲は、第1条第3項の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明した時は、この限りでない。

- (1) 甲の提出した判定申請図書等に虚偽の記載があったことその他甲の責に帰すべき事由
- (2) 甲が乙に提出した判定申請図書等（第2条第5項による補正された判定申請図書等又は追加説明書を含む）と、対象建築物の建築確認を行う建築主事等又は指定確認検査機関に提出した確認申請図書等との記載事項が整合していない場合
- (3) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと
- (4) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由

2 前項の請求は第1条第3項の交付の日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条第3項の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の交付の日から6か月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

（甲の解除権）

第8条 甲は次の各号の一に該当するときは、その理由を明示の上、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をしないとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由により、この契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって判定の求めを取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときにはこれの返還を乙に請求することができる。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第4項に掲げる場合において、定められた期日までに補正された判定申請図書等又は追加説明書が提出されないとき。
- (2) 甲が正当な理由なく、第3条に定める判定手数料を支払期日までに支払わない場合。
- (3) 甲がその責に帰すべき事由により、この契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (4) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は判定手数料がまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(電子申請)

第10条 甲の申請を電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下、「デジタル行政推進法」という。)第6条に規定する申請等をいう。)により申請を行う場合は、電磁的記録(デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。)にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

2 電子申請に係る電磁的記録の到達日時に応じた判定の引受業務の開始については、電磁的記録が到達した日の翌営業日までに行う。

3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第6条に規定する事務所とする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了時においても同様とする。ただし、対象建築物の建築確認を行う建築主事等又は指定確認検査機関に対し、業務規程第12条第9項又は第16条第3項の通知を行う場合、その他円滑な判定業務遂行に必要な場合においてはこの限りではない。

(判定の申請の取り下げ)

第12条 第1条第3項の交付前に、甲が対象建築物の懸隔計画を変更する場合、甲は当該判定の申請を取り下げなければならない。

2 前項の判定の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとする。

(損害賠償の額)

第13条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償を相手方に請求することができる。ただし、その請求額の上限を判定手数料の10倍までとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条の2 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係をもたないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。

3 甲と乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告せず、直ちにこの契約を解除することができる。

4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じて一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第15条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争に関しては、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。